

## - 2 まちづくり支援事業、市民活動支援基金事業

---

### 【議事内容】

< 所管課からの説明 >

< 主な質疑 >

( 松田委員 )

まちづくり支援事業の支援対象は。

( 所管課 )

まちづくり団体であり、NPO 法人に限らない。

( 松田委員 )

市民活動支援基金事業の支援対象は。

( 所管課 )

NPO 法人に限定している。

( 松田委員 )

まちづくり地域数とは何か。

( 所管課 )

団体が活動を行っている地域の数である。

( 岡島委員 )

二事業の違いがわかりにくいので、コンセプトを明確にしてほしい。

まちづくり支援は、地縁型で組成されるコミュニティが該当し、市民活動は、目的型のアソシエーションが該当すると捉えている。

まちづくりにおける「まち」の定義を明らかになっていれば、事業の意義が理解されやすいのではないか。

( 山田委員 )

類似事業との整理が必要であると思う。

財団法人堺市都市整備公社の事業との違いは何か。

( 所管課 )

市はまちづくりの初動期を支援し、都市整備公社はさらにその前段階を支援するものである。

~ 市民活動支援基金事業について ~

( 富森委員 )

年度によって寄付額にばらつきがある。

( 所管課 )

確かに寄付額の大小があるので、資金確保に努めたい。

( 富森委員 )

寄付金が原資となるのか。

( 所管課 )

そうである。市からも寄付に対する働きかけを行っている。

~ まちづくり支援事業について ~

( 中本委員 )

コンサルタント委託料 414 万円は随意契約によるものだが、発注形式は妥当か。

( 所管課 )

理由があるので問題ない。また、二団体分の合計額である。

( 中本委員 )

平成 22 年度の予算が 680 万円と小規模であり、そもそも仕分けが不要ではないか。

( 岡島委員 )

成果指標の目標値が 14 団体であるのに対し、実績は 7 団体となっている。

効果検証や改善策をどう考えているか。

政策として、どの程度の優先度を考えているのか。

( 所管課 )

要綱により定められている内容と、支援を申請する団体の実態に開きがあると認識して

いる。

( 富森委員 )

実績値から判断すると、限りなく意味のない事業に思える。目的が同一である区民まちづくり基金活用事業の一環として、取り扱いができるようにしてはどうか。

( 所管課 )

今後、まちづくり支援事業の改善を図っていきたい。

( 司会 )

成果指標にある実績の7団体について、どのように選定を行ったのか。応募数は。

( 所管課 )

7団体から応募があり、7団体を選定した。選定要件はある。

( 松田委員 )

事業内容にある「まちづくり検討会」の「地域市民」とは、何をさすか。

( 所管課 )

活動対象となっているエリア内(例として小学校区)に居住する市民をさす。

( 富森委員 )

コンサルタントは必要か。市職員でも対応可能な業務ではないか。

～市民活動支援基金事業について～

( 富森委員 )

事業の仕組みはよいと思う。今後も行政側からの安定した支援を望みたい。

( 松田委員 )

今までどれくらいの数の企業が参画しているのか。

どのような分野のNPO法人が寄付を受けているのか。分野の偏りはないのか。

( 所管課 )

約5件が参画している。

国際交流、スポーツ、子育て、福祉関係が多い。

(山田委員)

安定的な寄付金集めが必要。

有志の市職員や、区役所を通じた寄付促進を図るのはいかがでしょうか。

(岡島委員)

NPO 法人の組織維持の支援も行ってほしい。

< 評価 >